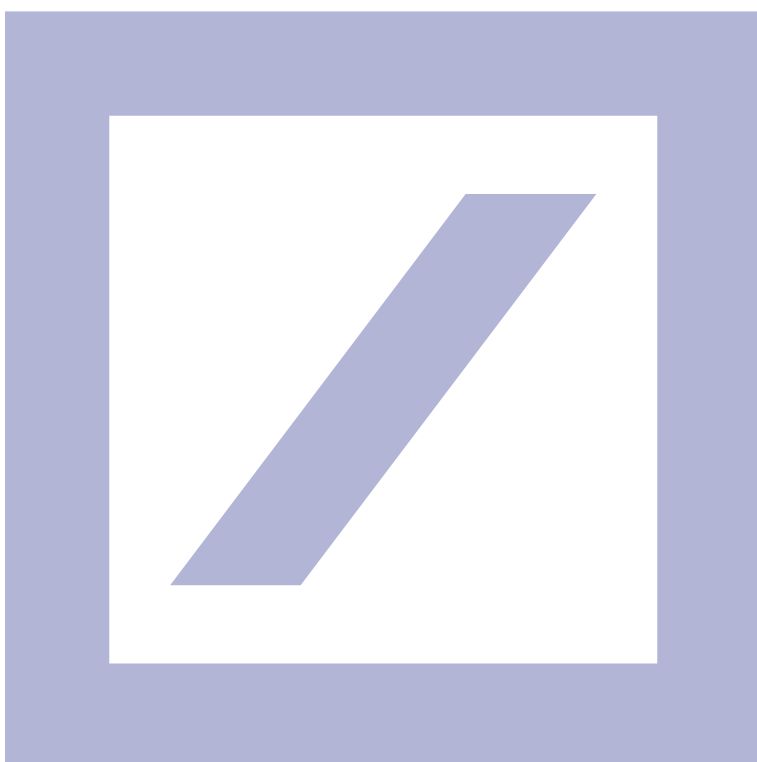


ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能



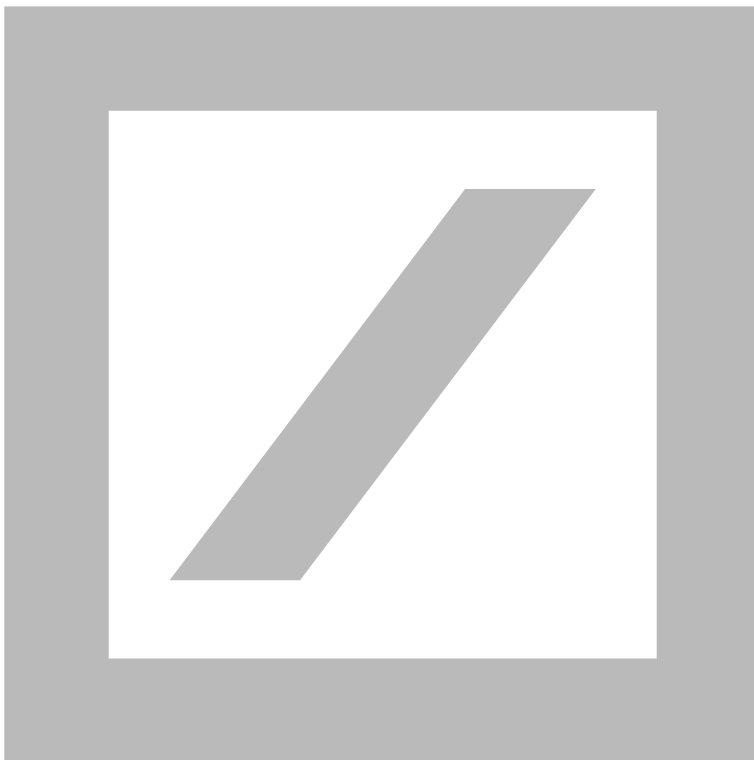
ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



この冊子の前半部分は「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行う「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 11 月 11 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 11 月 12 日にその届出の効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 5 月 15 日に関東財務局長に提出しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

2. 「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」は、主に外貨建債券を投資対象としていますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部【証券情報】(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】7【管理及び運営の概要】1資産管理等の概要(5)その他 b. 信託約款の変更7.」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権*を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

投資信託説明書(交付目論見書)の概要

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

この概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の証券情報、ファンド情報等を要約したもので、投資信託説明書(交付目論見書)の一部です。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当ページをご覧ください。

ファンドの概要

基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能
運用の基本方針	欧州諸国の現地通貨建公社債に分散投資し、信託財産の着実な成長を図ることを目的として、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
主な投資制限	株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券に投資します(また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。)ので、運用実績等により基準価額は変動します。したがって、元金・利回りが保証されているものではありません。
信託期間	無期限
収益分配	年4回の毎決算日(原則として2月、5月、8月、11月の各15日)に、収益配分方針に基づいて行います。 自動けいぞく投資コースを選択された場合の分配金(税引き後)は、自動的に無手数料で再投資されます。
申込期間	平成17年11月13日から平成18年11月13日まで(継続申込期間) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 原則として販売会社の営業日にお申込みできます。
お申込単位	販売会社が別に定める単位でお申込みいただけます。
お申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込手数料率	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%(税抜2.5%)を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額
途中換金	お申込み頂いた販売会社で、いつでもご換金ができます。
解約価額	解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.15%を乗じて得た額)を差引いた額
信託報酬	純資産総額に対して、年率1.155%(税抜1.10%)

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。



ファンドの特色

1. 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

- マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
- インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。
- 運用にあたっては、リーマン・ブラザーズ汎欧州総合インデックス(Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index) (円ベース ヘッジなし)をベンチマークとします。

2. ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。

BB格相当以下の銘柄の実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。
公社債への投資に当たっては、原則としてB格相当未満の銘柄への投資は行いません。

3. ドイツェ・アセット・マネジメント・グループのリソースを結集した運用を行います。

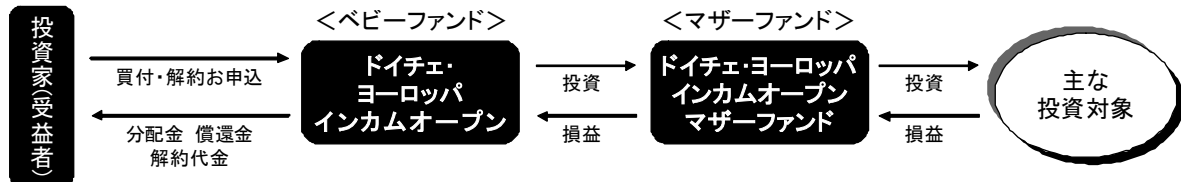
委託会社は、マザーファンド運用指図の権限を、ドイツェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH (所在地: Mainzer Landstrasse 178-190 D-60327 Frankfurt)に委託します。

4. 為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド「ドイツェ・ヨーロッパ インカム オープン」とし、その資金をマザーファンド「ドイツェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



運用手法

1. トップ・ダウン・アプローチによる資産配分の決定およびボトム・アップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。
2. トップ・ダウン・アプローチにより、リスクとリターンのバランスが取れた資産配分を決定します。
3. 企業訪問等をもとにしたボトムアップによる銘柄分析で割安銘柄を適確に判断します。

ご投資の手引き

◆お申込みに関しては…

- お申込時期** 平成 17 年 11 月 13 日から平成 18 年 11 月 13 日まで(継続申込期間)
※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに取得申込みが行われ、かつ、その取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。
なお、当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。
当ファンドの取得申込者は、取得申込みを行う際、「一般コース」か「自動継続投資コース」か、いずれかのコースを申出るものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。
- お申込単位** 販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
① 1 口以上 1 口単位 ② 1 万口以上 1 口単位 ③ 1 万口以上 1 万口単位
④ 1 円以上 1 円単位 ⑤ 1 万円以上 1 円単位 ⑥ 1 万円以上 1 万円単位
- お申込価額** 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- お申込手数料** お申込口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625%(税抜 2.5%)を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。
(注)販売会社によっては償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
詳しくは、販売会社にご確認下さい。
※「お申込み金額」とは、取得申込日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。
※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料(申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。)を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。



◆収益の分配は…

分配方法 年4回の毎決算日(原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日に決算を行います。)に信託約款に定める収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配金のお受取方法は「一般コース」「自動けいぞく投資コース」によって異なります。
 - ・「一般コース」を選択された場合
分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店でお支払いいたします。
 - ・「自動けいぞく投資コース」を選択された場合
分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
※販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いになる場合があります。
- 分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」の区分があり、「普通分配金」に対して、個人の受益者の場合は10%(所得税7%および地方税3%)^{※1}、法人の受益者の場合は、7%(所得税7%)^{※2}の税率による源泉徴収が行われます。

※1 上記の税率は、平成20年4月1日から20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

※2 上記の税率は、平成20年4月1日から15%(所得税15%)となる予定です。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご参照下さい。

◆信託期間は…

信託期間 当ファンドの信託期間は無期限です。
ただし、お客様のご解約により、残存口数が10億口を下回った場合等、信託を終了させていただく場合があります。
償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店でお支払いいたします。

◆受益証券は…

受益証券 受益証券は原則として無記名式です。また、ご希望により受益証券を引き出し、所有できますが、盗難や紛失などの事故を防ぐため、販売会社の「保護預り」をおすすめ致します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、受益証券はすべて「保護預り」とさせていただきます。



◆ご換金に関しては…

- ご換金時期 いつでもご換金いただけます。
- ご換金のお申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。
- ご換金方法 1口以上または1円以上の販売会社が定める単位でご換金できます。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- お手取額 お手取額は、解約請求受付日の翌営業日の解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回った場合その超過額に対して、個人の受益者の場合は10%(所得税7%および地方税3%)^{※1}、法人の受益者の場合は、7%(所得税7%)^{※2}を差引いた金額となります。
- ※1 上記の税率は、平成20年4月1日から20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。
※2 上記の税率は、平成20年4月1日から15%(所得税15%)となる予定です。
詳しくは目論見書本文をご参照下さい。
- 解約価額は、基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.15%を乗じて得た額)を差引いた価額です。
 - 受益者毎の信託時の受益証券の価額等が、その受益者の元本(個別元本)にあたります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
- 支払開始日 原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払い致します。
- 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご参照下さい。
- (注)上記ほか、販売会社によっては、受益証券を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

◆運用状況を知るには…

- 運用報告書 委託会社は年2回、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。
「保護預り」をご利用の受益者には、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社から「運用報告書」をお届けいたします。
- 基準価額 基準価額につきましては、販売会社の本・支店等または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。また、原則として日本経済新聞(朝刊)に前日付の基準価額が掲載されません。(略称:インカム)
- ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
委託会社のホームページ(アドレス: <http://www.damj.co.jp>)
電話番号 03-5156-5247(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)



Deutsche Asset Management

A Member of the Deutsche Bank Group



リスクおよび留意点

当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券に投資します(また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

基準価額の主な変動要因

① 金利変動リスク

一般に金利が低下した場合、債券価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には債券の価格は下落傾向となります。当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて主に欧州通貨建の債券に投資しますので、欧州各国の金利が上昇した場合、基準価額は下落する可能性が高いと考えられます。

② 信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により当該商品の価格は大きく変動します。また、デフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)します。

当ファンドは、相対的に格付けが低く信用リスクが高い債券(B格相当)に投資することもあり、保有する債券にデフォルトが発生した場合、基準価額の下落要因となります。

③ 為替変動リスク

外国通貨建証券については、当該証券が現地通貨建では値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の変動によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価(値下がり)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

留意点

- ①証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、追加設定・解約のお申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取り消させていただくことがあります。
- ②当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ③一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ④資金動向、市況動向などによってはファンドの投資方針に基づいた運用ができない場合があります。

※上記のリスクおよび留意点は投資信託説明書(交付目論見書)に記載するものの一部です。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



目 次

項 目	主な記載内容	ページ
第一部【証券情報】		1
第二部【ファンド情報】		5
第1【ファンドの状況】		5
1【ファンドの性格】	ファンドの商品性格について (ファンドの目的、仕組みなど)	5
2【投資方針】	ファンドの投資方針について (投資方針、投資対象、分配方針など)	9
3【投資リスク】	ファンドのリスクについて	16
4【手数料等及び税金】	ファンドの手数料等・税金について (申込手数料、信託報酬、課税上の取扱いなど)	19
5【運用状況】	ファンドの運用状況について (資産内容、純資産・分配・収益率の推移など)	22
6【手続等の概要】	申込み、換金の手続き	28
7【管理及び運営の概要】	資産管理および運営について (資産評価、計算期間、受益者の権利など)	30
第2【財務ハイライト情報】	ファンドの経理状況の抜粋 (貸借対照表、損益及び剰余金計算書など)	35
1【貸借対照表】		35
2【損益及び剰余金計算書】		36
第3【内国投資信託受益証券】	受益証券の事務について	38
第4【ファンドの詳細情報の項目】	ファンドの詳細情報の項目	40

信託約款（「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」を含みます。）

用語の解説

平成17年11月11日提出

平成18年5月15日訂正

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 関崎 司

本店の所在の場所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

募集内国投資信託受益証券の金額：1,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン（以下「ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託であり、無記名式の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円※を上限とします。

※受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 - 5156 - 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 - 5156 - 5247 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料（申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。）を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

- ② 「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

① 1口以上1口単位 ② 1万口以上1口単位 ③ 1万口以上1万口単位

④ 1円以上1円単位 ⑤ 1万円以上1円単位 ⑥ 1万円以上1万円単位

ただし、販売会社においては、上記の申込単位以外に、100万口または100万円までの範囲における数値をそれぞれ組み合わせた申込単位を定めることが可能です。

申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））にてご照会いただくか、販売会社の本支店の窓口にてお問合せ下さい。

(7) 【申込期間】

平成17年11月13日から平成18年11月13日まで（継続申込期間）

※なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）をご参照いただくか、または03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）までお問合せ下さい。申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益証券の取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社により、委託会社の口座を経由して、追加信託を行う日に、受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法

受益証券の取得申込者は、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。受益証券の取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」※にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

「一般コース」を選択した場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

※当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等※を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認下さい。

② 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等

a. 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとしますが、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受

付けた取得申込みを取り消すことができます。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

④ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部【ファンド情報】第 1【ファンドの状況】7【管理及び運営の概要】1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 信託約款の変更」7. の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則として当ファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑤ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンは、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、主にユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うことを基本とします。

なお、インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。

②信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託で、「バランス型」※1) に属します。

※1) バランス型とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

なお、当ファンドは、公社債中心の運用を行うものに属します。

④ファンドの特色

a. 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

運用にあたっては、公社債への投資は、原則として B 格相当以上の銘柄とし、よって、原則として B 格相当未満の銘柄への投資は行いません。

また、ポートフォリオの平均格付けは、原則として A 格相当以上に維持することを目指します。同時に BB 格相当以下の銘柄の実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以下に留めます。

※格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けを用います。

※複数の格付け機関により異なる格付けが付与されている場合は、原則として上位の格付けを採用します。

主要投資対象国は以下のとおりです。

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、英国、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

（主要対象国の現地通貨）

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローネ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

※上記主要投資対象国および現地通貨は、平成 18 年 3 月末日現在のものであり、今後委託会社の判断により変更される場合があります。

(主要投資対象国の格付け)

EMU 通貨統合参加国(12 カ国)

国名	Moody's	S&P	国名	Moody's	S&P
オーストリア	Aaa	AAA	アイルランド	Aaa	AAA
ベルギー	Aa1	AA+	イタリア	Aa2	AA-
フィンランド	Aaa	AAA	ルクセンブルグ	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA	オランダ	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA	ポルトガル	Aa2	AA-
ギリシャ	A1	A	スペイン	Aaa	AAA

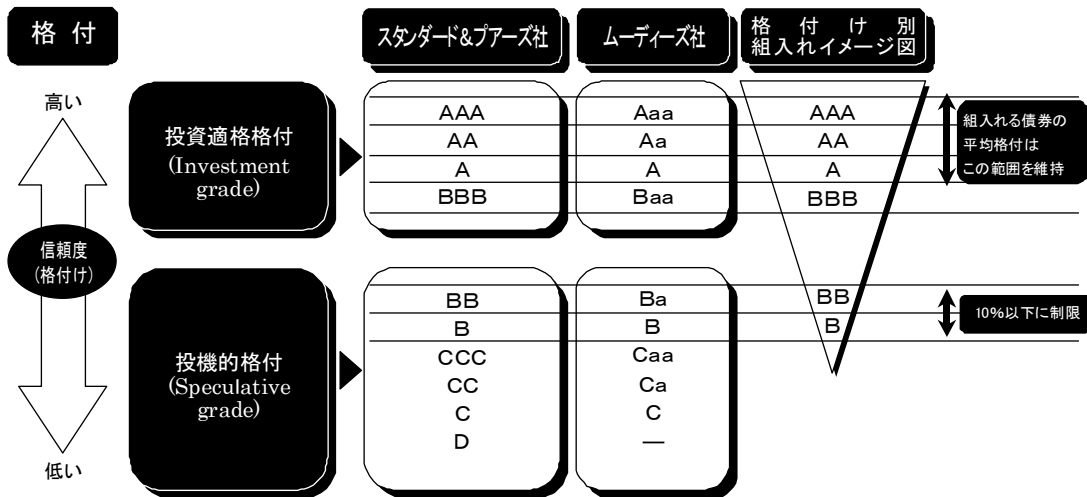
(平成 18 年 3 月末日現在)

その他の国(4 カ国)

国名	Moody's	S&P	国名	Moody's	S&P
デンマーク	Aaa	AAA	イギリス	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA	ノルウェー	Aaa	AAA

(平成 18 年 3 月末日現在)

(格付けの概念及び格付け別組入れイメージ図)



* 債券の格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、スタンダード・アンド・プアーズ(S & P社)やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付けを行っています。しかしながら、あらゆる債券に格付けが付与されるわけではなく、通常は発行体が格付機関に依頼して、格付機関による調査・審査を経て格付けが付与されることになっています。

また、1つの格付け内に平均以上あるいは平均以下の銘柄を表わすために、+、-といった付加的な記号が付与されている場合があります。~格相当という場合は、その全てを含むものとします。

* 上記格付けは、いずれも自国通貨建のものを表記しています。

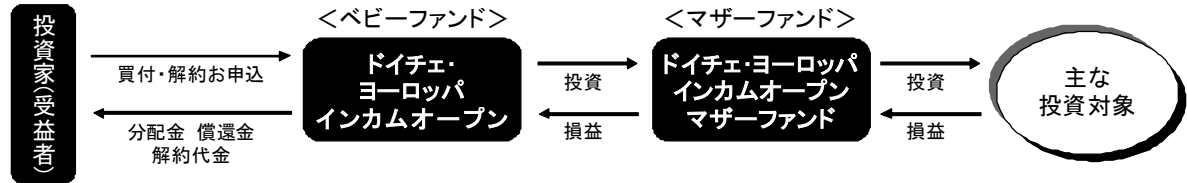
b. リーマン・ブラザーズ汎欧州総合インデックス (Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index) ※2) (円ベース ヘッジなし) をベンチマーク※1) とします。

※1)ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

※2) リーマン・ブラザーズ汎欧州総合インデックス (Lehman Brothers Pan-European Aggregate Index) とは、リーマン・ブラザーズ証券が算出する債券インデックスで、欧州市場で発行されたユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローネ、デンマーククローネ、ノルウェークローネの各通貨建て債券のうち、一定の流動性および格付けを持つ国債、政府機関債、事業債 (資産担保債を含む) 等を対象とした指数です。なお、(円ベース ヘッジなし) とは、現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

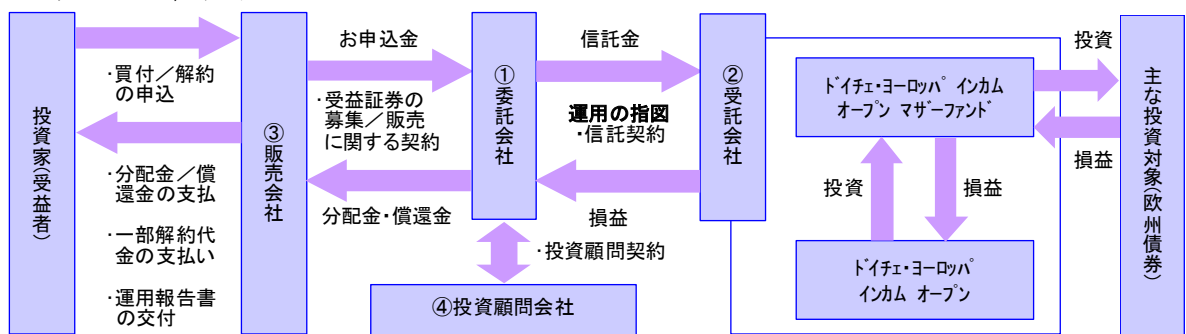
c. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、取得申込者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。複数のベビーファンドの資金をまとめてマザーファンドで運用することができ、運用の効率を向上させることが可能な仕組みです。



(2) 【ファンドの仕組み】

A. ファンドの仕組み



B. 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次のとおりです。

① ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、受益証券の発行、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

② 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

③ 「販売会社」

委託会社との間で「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資に関する事務、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

④ ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH（所在地：Mainzer Landstrasse 178-190 D-60327 Frankfurt）（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行いま

す。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

C. 委託会社の概況

a. 資本の額

1,998 百万円（平成 18 年 3 月末日現在）

b. 沿革

昭和 60 年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント株式会社設立

昭和 62 年 投資顧問業登録、投資一任業務認可

平成 2 年 ドイツ銀投資顧問株式会社と合併、社名をディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント株式会社に改称

平成 7 年 投信業務兼営のため、社名をディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称

平成 7 年 証券投資信託委託会社免許取得

平成 8 年 社名をドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問株式会社に改称

平成 11 年 バンカース・トラスト投信投資顧問株式会社と合併、社名をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社に改称

平成 14 年 チューリッヒ・スカダー投資顧問株式会社と合併

c. 大株主の状況

平成 18 年 3 月末日現在の大株主の状況

名 称：ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所：シンガポール 038985 サンテックタワーファイブ #12-08 テマセックブルバード 5

所有株式：39,960 株

所有比率：100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 投資対象

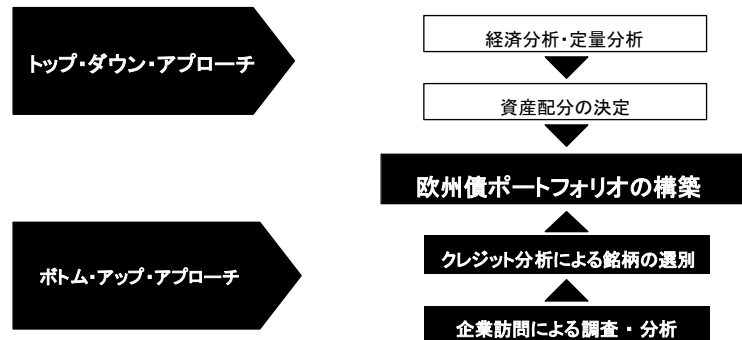
ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

② 投資態度

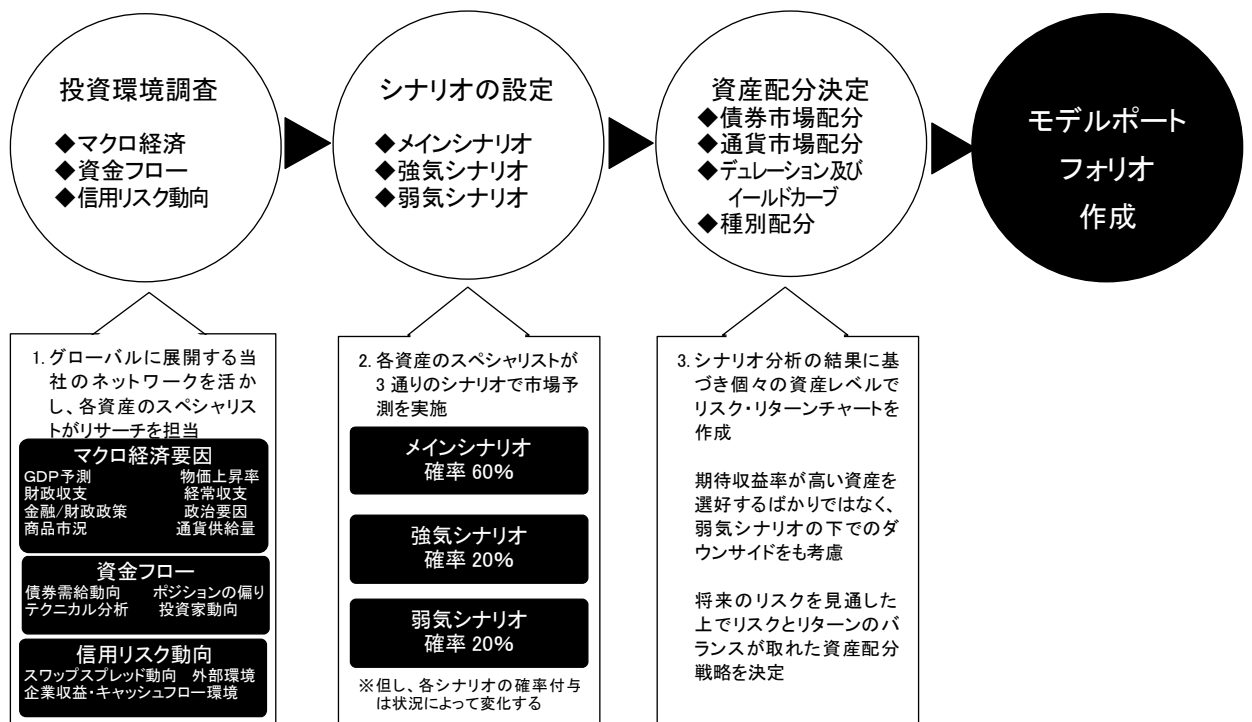
- 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 運用プロセス

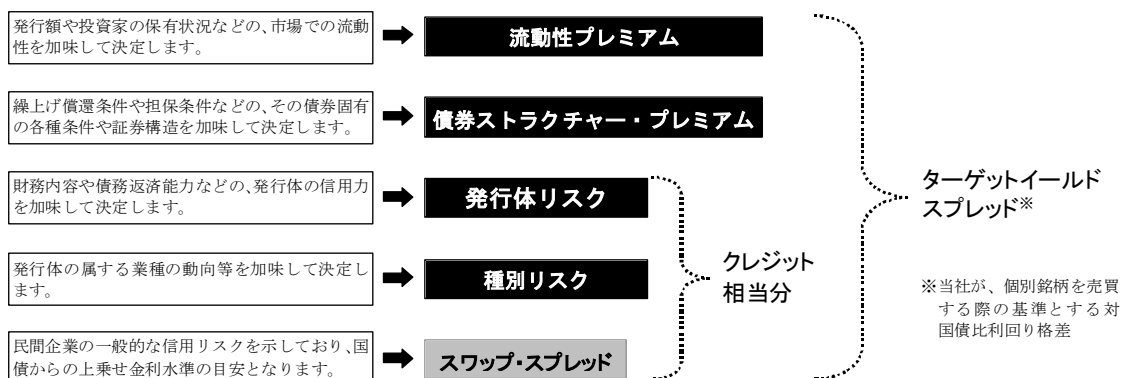
トップ・ダウン・アプローチによる資産配分の決定およびボトム・アップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



- トップ・ダウン・アプローチは下記の手順で行い、リスクとリターンのバランスが取れた資産配分を決定します。



2. 企業訪問等をもとにしたボトムアップによる銘柄分析で割安銘柄を適確に判断します。クレジット分析の他、流動性・債券のストラクチャーを勘案し債券の本質的価値を算出し、市場価値と比較することにより、割安銘柄を発掘します。



(2) 【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
- ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
- ホ. 金銭債権
- ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- ト. 金融先物取引に係る権利
- チ. 金融デリバティブ取引に係る権利（ロ.からニ.までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- リ. 金銭を信託する信託の受益権

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- ロ. 為替手形

②投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

-
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、上記 1. から上記 6. の証券または証書の性質を有するもの
 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、上記 1. の証券または証書および上記 7. の証券または証書のうち上記 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 2. から上記 5. までの証券および上記 7. の証券のうち上記 2. から上記 5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン

④その他

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - b. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - c. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - d. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
-

す。

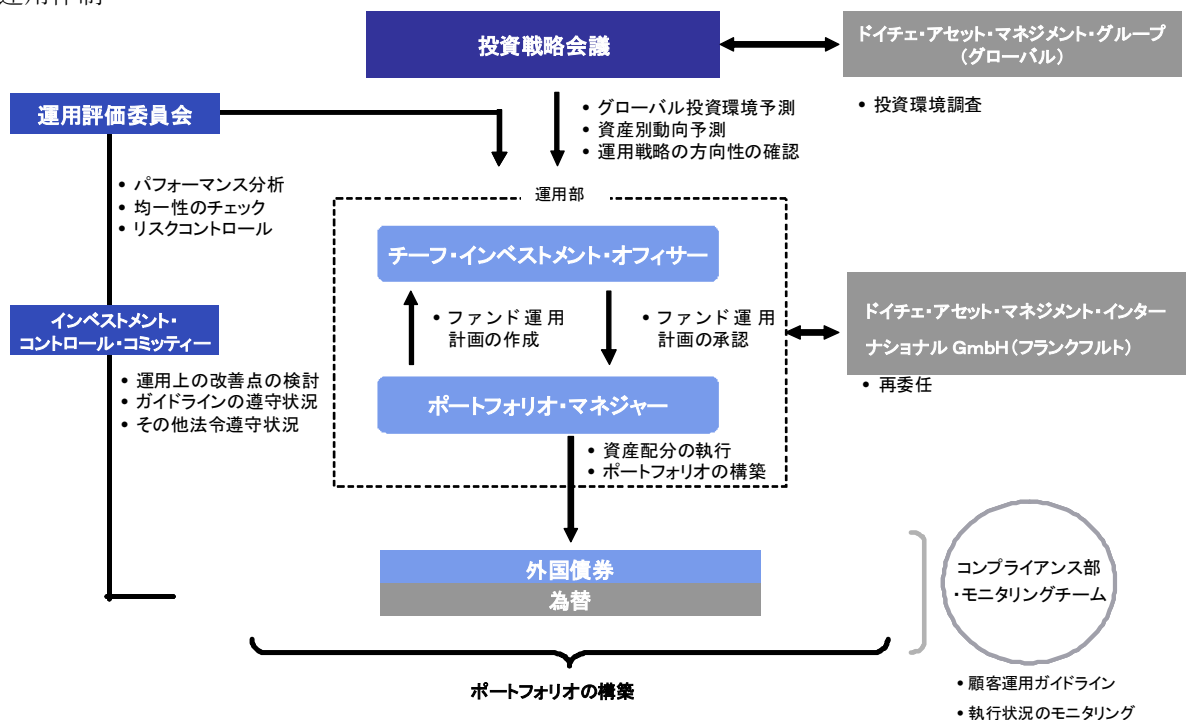
- e. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- f. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
- g. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- h. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

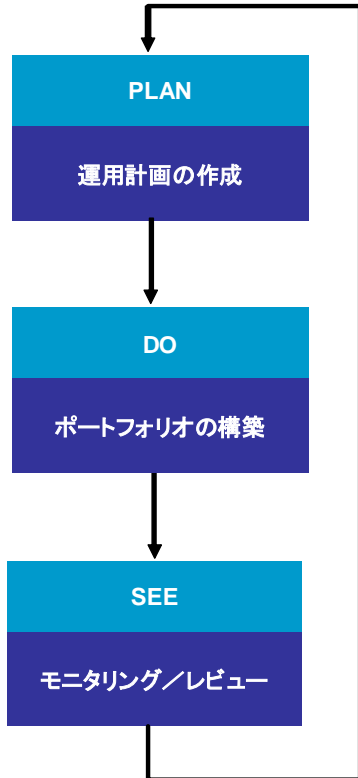
① ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH（フランクフルト）に委託し、同社が投資判断および売買の執行を行います。

運用体制



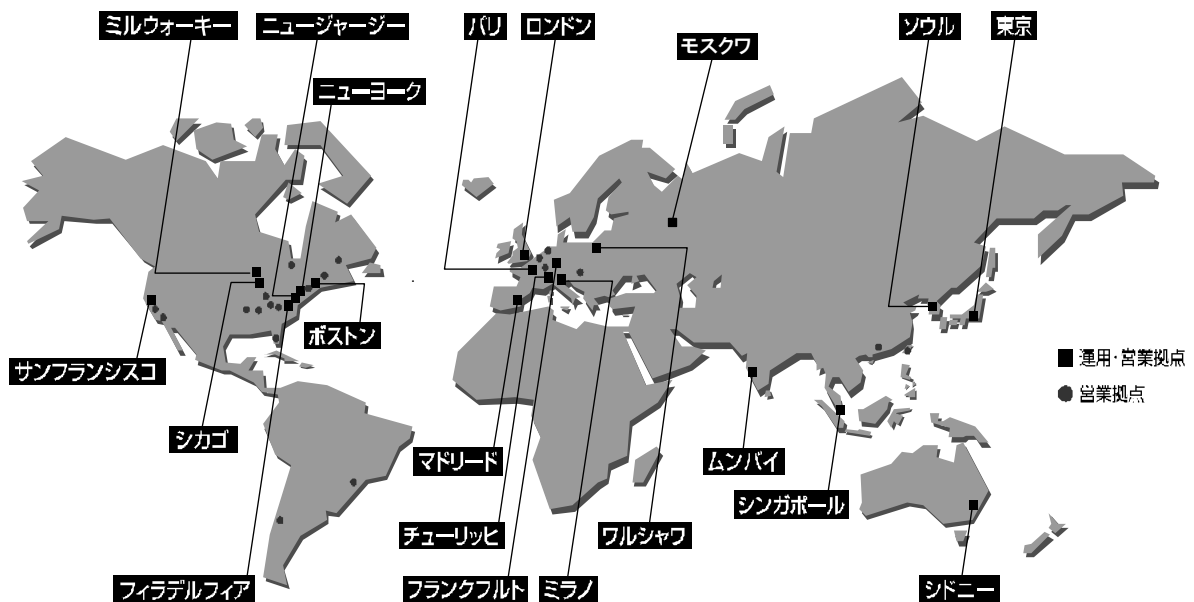
運用の流れ



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開する当社の海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- ポートフォリオ・マネジャーは、投資戦略会議の方針に従って各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 承認された運用計画に従って、ポートフォリオ・マネジャーは売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理規程等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH(フランクフルト)に所属する運用チームへ再委任を行います。
- コンプライアンス部のモニタリングチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価委員会では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行います。

②ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

- ドイツ銀行グループの一員として、世界20カ国以上に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。



(注) 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年4回の毎決算日（原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※原則として、利子・配当収入を中心に、毎決算時に安定的に分配を行なうことを目指します。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① 株式への実質投資割合は信託純資産総額の10%以内とします。（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

※ 実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（信託約款第30条）
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（信託約款第21条第3項）
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（信託約款第24条第1項）
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（信託約款第24条第2項）
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（信託約款第28条第1項および第2項）
- ⑦ 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株

主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。(信託約款第 23 条)

- ⑧ 信用取引により株券を売付けることの指図は、以下に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ以下に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(信託約款第 25 条第 2 項)
- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売り出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑨ 1) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。(信託約款第 27 条第 2 項)
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(信託約款第 27 条第 3 項)
- 3) 上記 2) においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第 27 条第 4 項)
- ⑩ 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。(信託約款第 29 条第 1 項)
- 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。(信託約款第 29 条第 1 項)
- 3) 上記 1) および 2) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。(信託約款第 29 条第 2 項)
- ⑪ 1) 借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(信託約款第 41 条第 1 項)
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への
-

解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。(信託約款第41条第2項)

※ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一です。

3【投資リスク】

(1) ファンドの投資に伴うリスクについて

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、公社債などの値動きのある証券(また、外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

主に以下のリスク要因の影響を受け、当ファンドの基準価額は、変動することが想定されます。

①金利変動リスク

一般に金利が低下した場合、債券価格は上昇傾向となりますが、逆に金利が上昇した場合には債券の価格は下落傾向となります。当ファンドは、親投資信託受益証券への投資を通じて主に欧州通貨建ての債券に投資しますので、欧州各国の金利が上昇した場合、基準価額は下落する可能性が高いと考えられます。

②信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化により当該商品の価格は大きく変動します。また、デフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)します。

当ファンドは、相対的に格付けが低く信用リスクが高い債券(B格相当等の投機的格付け)に投資することもあり、保有する債券にデフォルトが発生した場合、基準価額の下落要因となります。

③為替変動リスク

外国通貨建証券については、当該証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の下落具合によっては、当該証券の円ベースの評価額が減価(値下がり)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

当ファンドについては、原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

④その他の留意点

- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障

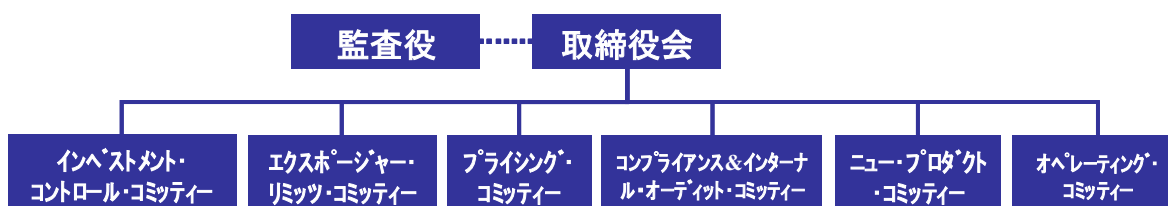
害等)があるときは、追加設定・解約の申込みを中止することがあります。この場合、既にお申込みの追加設定・解約であっても取り消させていただくことがあります。

- ・当ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・一部解約代金の支払い資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、上記の投資方針に基づいた運用ができない場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



② 各コミッティー等の概要

- ・インベストメント・コントロール・コミッティー
 - 資産運用管理に関する内部管理の維持並びに運用状況のモニタリングを目的とします。
 - 毎月実施
- ・エクスポージャー・リミッツ・コミッティー
 - カウンター・パーティーのクレジット・リスクをモニタリング並びに取引限度額を設定し、取引の安全を図ることを目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- ・プライシング・コミッティー
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用する有価証券等の時価評価方法を定め、顧客資産の運用評価の公正な維持管理を目的とします。
 - 3ヵ月毎に実施
- ・コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が営む業務に影響を与えるコンプライアンス

に関する問題、リスク管理体制及び内部監査の指摘事項等を検討し、望ましい対応を勧告するとともに、指摘事項の改善状況やその他の問題解決状況のモニタリングを行います。

- 3ヵ月毎に実施
- ・ニュー・プロダクト・コミッティー
 - 新商品、既存商品に関する重大な変更、および新規サービス等を検討、承認することを目的とします。
 - 適宜実施
- ・オペレーティング・コミッティー
 - リスク管理や内部管理に関しての問題点を把握し、それを監視する責任を負います。さらに、問題点について必要な意思決定を行うとともにその改善状況をモニターする責任を負います。
 - 毎月実施
- ・コンプライアンス部
 - 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
 - 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
 - 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ◇ 取引の妥当性のチェック
 - ◇ 利益相反取引のチェック
 - ◇ 運用ガイドラインのモニター
- ・監査部
 - 監査部が定期的に内部監査を実施し、内部ルールの遵守状況や管理体制をチェックします。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625%（税抜 2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 - 5156 - 5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料（申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。）を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

- ② 「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*（当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に 0.15%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年率 1.155%（税抜 1.10%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年率 0.5775%（税抜 0.55%）、販売会社が年率 0.5250%（税抜 0.50%）、受託会社が年率 0.0525%（税抜 0.05%）とします。

信託報酬の支払は、毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額、ならびに信託の終了時に終了時までに計上された金額が信託財産から支弁されます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、マザーファンドの運用の指図を行うドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH（フランクフルト）に対する投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年 0.28875%の率を乗じて得た額以下）は委託会社の信託報酬から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

-
- ①(a) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- (b) 委託会社は、上記(a)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- (c) 上記(b)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- (d) 上記(b)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。
- なお、本書提出日現在、上記(b)により定める上限は、信託財産の純資産総額に年 0.10%の率を乗じて得た金額とします。
- ② 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税相当額および外貨建資産の保管等に要する費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および申込手数料に対する消費税に相当する額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別

分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約金および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%※（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、一部解約または償還により損失が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

※ 税率は平成20年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%※（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

※税率は平成20年4月1日から15%（所得税15%）となる予定です。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

(平成18年3月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	17,354,537,798	100.23
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△ 41,540,217	△ 0.23
合計(純資産総額)	—	17,312,997,581	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

(平成18年3月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	4,104,077,492	23.64
	イギリス	844,725,784	4.86
	スペイン	841,359,402	4.84
	スウェーデン	520,555,008	2.99
	オーストリア	512,882,121	2.95
	アルゼンチン	76,898,043	0.44
	ブラジル	101,623,596	0.58
	ハンガリー	717,031,158	4.13
	ベネズエラ	46,698,870	0.26
	小計	7,765,851,474	44.74
地方債証券	ドイツ	2,363,905,368	13.62
特殊債証券	アメリカ	660,412,876	3.80
	ドイツ	466,521,411	2.68
	イギリス	369,653,186	2.13
	オランダ	72,554,620	0.41
	デンマーク	1,337,886,000	7.70
	小計	2,907,028,093	16.75
社債証券	日本	97,607,778	0.56
	アメリカ	641,386,434	3.69
	フランス	96,308,207	0.55
	イギリス	538,943,430	3.10
	オランダ	988,083,555	5.69
	スペイン	191,536,771	1.10
	スウェーデン	142,707,244	0.82
	オーストリア	94,118,930	0.54
	ルクセンブルグ	411,812,628	2.37
	デンマーク	96,658,092	0.55
	アイルランド	101,349,040	0.58
	ケイマン島	96,038,296	0.55
	チャンネル諸島	105,656,321	0.60
	小計	3,602,206,726	20.75
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	715,277,429	4.12
合計(純資産総額)	—	17,354,269,090	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成18年3月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引			
買 建			
ポーランドズロチ	日本	141,141,000	0.81
ユーロ	日本	1,396,367,625	8.04
売 建			
イギリスポンド	日本	838,614,000	△ 4.83
ハンガリーフォリント	日本	740,180,403	△ 4.26

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の評価については、原則として対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

<評価額(全銘柄)>

(平成18年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカムオープン マザーファンド	11,867,973,602	1.4598 1.4623	17,324,867,865 17,354,537,798	100.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成18年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.23
合計	100.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

<評価額上位30銘柄>

(平成18年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	国債証券	DBR 5% 07/04/11	10,000,000	15,450.18	1,545,018,547	5.0	8.77
				15,224.26	1,522,426,005	2011/7/4	
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 07/04/34	5,770,000	17,212.20	993,144,011	4.75	5.35
				16,091.83	928,498,637	2034/7/4	
ドイツ	地方債 証券	BADWUR 3.375% 01/23/09	6,000,000	14,430.23	865,814,187	3.375	4.92
				14,246.72	854,803,536	2009/1/23	
イギリス	国債証券	UKT 4.25% 03/07/36	4,000,000	21,138.66	845,546,424	4.25	4.86
				21,118.14	844,725,784	2036/3/7	
スペイン	国債証券	SPGB 3.25% 07/30/10	5,960,000	14,608.03	870,638,880	3.25	4.84
				14,116.76	841,359,402	2010/7/30	
デンマーク	特殊債券	RDKRE 4% 10/01/38	47,000,000	1,805.38	848,528,835	4.0	4.70
				1,736.95	816,368,850	2038/10/1	
ドイツ	地方債 証券	NRW 4% 02/15/08	5,500,000	14,512.92	798,210,789	4.0	4.57
				14,443.80	794,409,187	2008/2/15	
ハンガリー	国債証券	HGB 8.25% 10/12/09	1,300,000,000	56.45	733,876,522	8.25	4.13
				55.15	717,031,158	2009/10/12	
ドイツ	地方債 証券	NRW 3.5% 10/30/08	5,000,000	14,463.08	723,154,137	3.5	4.11
				14,293.85	714,692,645	2008/10/30	
オランダ	社債券	RABOBK 4.75% 09/30/09	3,100,000	20,635.70	639,706,831	4.75	3.66
				20,536.51	636,631,996	2009/9/30	
ドイツ	国債証券	OBL 4.25% 02/15/08	4,300,000	14,677.15	631,117,662	4.25	3.60
				14,529.48	624,768,044	2008/2/15	
ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	3,700,000	14,911.10	551,710,732	4.0	3.05
				14,325.27	530,035,030	2037/1/4	
デンマーク	特殊債券	NYKRE 4% 10/01/38	30,000,000	1,791.21	537,365,070	4.0	3.00
				1,738.39	521,517,150	2038/10/1	
スウェー デン	国債証券	SGB 8% 08/15/07	32,000,000	1,638.60	524,352,272	8.0	2.99
				1,626.73	520,555,008	2007/8/15	
オースト リア	国債証券	RAGB 3.9% 07/15/20	3,600,000	15,002.90	540,104,563	3.9	2.95
				14,246.72	512,882,121	2020/7/15	
ドイツ	特殊債券	KFW 4.5% 12/07/08	1,700,000	20,466.76	347,934,947	4.5	1.99
				20,376.49	346,400,350	2008/12/7	
ドイツ	国債証券	DBR 4.25% 07/04/14	2,300,000	14,894.36	342,570,485	4.25	1.96
				14,809.39	340,616,131	2014/7/4	
ルクセン ブルグ	社債券	GAZPRU 5.875% 06/01/15	1,600,000	15,450.25	247,204,110	5.875	1.38
				15,037.89	240,606,288	2015/6/1	
アメリカ	特殊債券	MBNAS CC 5.6% 07/17/14	1,500,000	16,263.20	243,948,042	5.6	1.34
				15,527.73	232,915,969	2014/7/17	
アメリカ	特殊債券	KRB 4.5% 01/17/14	1,360,000	15,456.32	210,206,037	4.5	1.15
				14,717.99	200,164,780	2014/1/17	
イギリス	特殊債券	CHESTR 6% 01/18/11	840,000	21,687.46	182,174,694	6.0	1.03
				21,472.04	180,365,183	2011/1/18	
アメリカ	社債券	PEMEX 6.375% 08/05/16	1,095,000	16,101.16	176,307,727	6.375	0.98
				15,576.28	170,560,339	2016/8/5	
ドイツ	国債証券	DBR 4.75% 07/04/28	1,000,000	16,922.98	169,229,850	4.75	0.90
				15,773.36	157,733,645	2028/7/4	
オランダ	社債券	RWE 5.625% 12/06/23	700,000	22,458.45	157,209,184	5.625	0.87
				21,638.22	151,467,576	2023/12/6	
スウェー デン	社債券	SVSKHB FRN 11/29/49	700,000	20,677.25	144,740,790	5.0	0.82
				20,386.74	142,707,244	2049/11/29	
イギリス	社債券	HSBC FRN 09/29/20	700,000	20,559.08	143,913,585	4.75	0.80
				19,960.01	139,720,114	2020/9/29	
イギリス	特殊債券	PERMA 5.1% 06/11/07	950,000	14,919.36	141,733,926	5.1	0.79
				14,555.19	138,274,354	2009/6/10	
ドイツ	特殊債券	ARIES 7.75% 10/25/09	750,000	16,468.37	123,512,798	7.75	0.69
				16,016.14	120,121,061	2009/10/25	
チャネル 諸島	社債券	HSBC FRN 12/24/49	700,000	15,730.98	110,116,885	5.3687	0.60
				15,093.76	105,656,321	2014/3/24	

アメリカ	社債券	DB 5.33% 09/29/49	700,000	15,570.28	108,992,020	5.33	0.60
				14,990.76	104,935,359	2049/9/29	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成18年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	44.74
地方債証券	13.62
特殊債券	16.75
社債券	20.75
合計	95.87

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

(平成18年3月31日現在)

資産の種類	国/ 地域	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引					
買 建					
ポーランドズロチ	日本	3,900,000.00	141,071,970	141,141,000	0.81
ユーロ	日本	9,795,633.99	1,388,701,676	1,396,367,625	8.04
売 建					
イギリスポンド	日本	4,100,000.00	832,510,125	838,614,000	△ 4.83
ハンガリーフォリント	日本	1,380,676,000.00	745,582,988	740,180,403	△ 4.26

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の評価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成18年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間	第1期 (平成14年11月15日)	7,265	7,314	1.0427	1.0497
	第2期 (平成15年 2月17日)	13,710	13,831	1.1383	1.1483
第2特定期間	第3期 (平成15年 5月15日)	18,400	18,565	1.1694	1.1799
	第4期 (平成15年 8月15日)	15,703	15,853	1.1520	1.1630
第3特定期間	第5期 (平成15年11月17日)	16,477	16,641	1.0996	1.1106
	第6期 (平成16年 2月16日)	17,543	17,708	1.1672	1.1782
第4特定期間	第7期 (平成16年 5月17日)	17,800	17,976	1.1605	1.1720
	第8期 (平成16年 8月16日)	18,517	18,696	1.1867	1.1982
第5特定期間	第9期 (平成16年11月15日)	17,903	18,076	1.1954	1.2069
	第10期 (平成17年 2月15日)	16,377	16,532	1.2123	1.2238
第6特定期間	第11期 (平成17年 5月16日)	15,975	16,127	1.2054	1.2169
	第12期 (平成17年 8月15日)	18,775	18,946	1.2130	1.2240
第7特定期間	第13期 (平成17年11月15日)	18,507	18,674	1.2204	1.2314
	第14期 (平成18年 2月15日)	17,501	17,658	1.2308	1.2418
	平成17年 3月末日	16,165	—	1.2226	—
	平成17年 4月末日	16,106	—	1.2269	—
	平成17年 5月末日	16,123	—	1.2007	—
	平成17年 6月末日	17,568	—	1.2076	—
	平成17年 7月末日	18,992	—	1.2257	—
	平成17年 8月末日	19,044	—	1.2206	—
	平成17年 9月末日	18,890	—	1.2235	—
	平成17年10月末日	19,099	—	1.2404	—
	平成17年11月末日	18,693	—	1.2416	—
	平成17年12月末日	17,972	—	1.2397	—
	平成18年 1月末日	18,049	—	1.2593	—
	平成18年 2月末日	17,129	—	1.2076	—
	平成18年 3月末日	17,312	—	1.2308	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

② 【分配の推移】

	計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	第1期	平成14年11月15日	0.0070
	第2期	平成15年 2月17日	0.0100
第2特定期間	第3期	平成15年 5月15日	0.0105
	第4期	平成15年 8月15日	0.0110
第3特定期間	第5期	平成15年11月17日	0.0110
	第6期	平成16年 2月16日	0.0110
第4特定期間	第7期	平成16年 5月17日	0.0115
	第8期	平成16年 8月16日	0.0115
第5特定期間	第9期	平成16年11月15日	0.0115
	第10期	平成17年 2月15日	0.0115
第6特定期間	第11期	平成17年 5月16日	0.0115
	第12期	平成17年 8月15日	0.0110
第7特定期間	第13期	平成17年11月15日	0.0110
	第14期	平成18年 2月15日	0.0110

③ 【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	第1期 (平成14年 8月29日～平成14年11月15日)	5.0
	第2期 (平成14年11月16日～平成15年 2月17日)	10.1
第2特定期間	第3期 (平成15年 2月18日～平成15年 5月15日)	3.7
	第4期 (平成15年 5月16日～平成15年 8月15日)	△ 0.5
第3特定期間	第5期 (平成15年 8月16日～平成15年11月17日)	△ 3.6
	第6期 (平成15年11月18日～平成16年 2月16日)	7.1
第4特定期間	第7期 (平成16年 2月17日～平成16年 5月17日)	0.4
	第8期 (平成16年 5月18日～平成16年 8月16日)	3.2
第5特定期間	第9期 (平成16年 8月17日～平成16年11月15日)	1.7
	第10期 (平成16年11月16日～平成17年 2月15日)	2.4
第6特定期間	第11期 (平成17年 2月16日～平成17年 5月16日)	0.4
	第12期 (平成17年 5月17日～平成17年 8月15日)	1.5
第7特定期間	第13期 (平成17年 8月16日～平成17年11月15日)	1.5
	第14期 (平成17年11月16日～平成18年 2月15日)	1.8

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続き等の概要】

1 申込（販売）手続等

- ① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込受付分として取り扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

なお、当ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

(注) 当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

- ② 受益証券の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
③ 申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- a) 1 口以上 1 口単位 b) 1 万口以上 1 口単位 c) 1 万口以上 1 万口単位
d) 1 円以上 1 円単位 e) 1 万円以上 1 円単位 f) 1 万円以上 1 万円単位

(注) ただし、販売会社においては、上記の申込単位以外に、100 万口または 100 万円までの範囲における数値をそれぞれ組み合わせた申込単位を定めることが可能です。申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時））にてご照会いただくか、販売会社の本支店の窓口にてお問合せ下さい。

- ④ 申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625%（税抜 2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03 - 5156 - 5247（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料（申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。）を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

- ⑤ 申込代金の払込みについては、取得申込受付日から起算して 5 営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ⑥ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等
- (1) 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- (2) 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると

きは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

※当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

<信託の一部解約>

① 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）までに一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

② 解約価額^{※1}は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{※2}（当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.15%）

※2 「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

③ お手取額は、解約価額が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

※1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

・個人の受益者の場合は、10%（所得税 7%および地方税 3%）^{※2}

・法人の受益者の場合は、7%（所得税 7%）^{※3}

※2 税率は平成 20 年 4 月 1 日から 20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

※3 税率は平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）となる予定です。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。なお、解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.damj.co.jp/>

・電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

④ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払われます。

⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たり 10 億円を超える一部解約はできません。なお、1 顧客 1 日当たり 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

⑥ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約

の実行の請求の受付を保留することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。

- ⑦ 上記にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情より、既に受付けた一部解約の実行の請求にかかる信託契約の一部を解約することが不可能と判断した場合、既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.damj.co.jp/>

・電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

② 運用資産の評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 保管

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益証券の受益証券はすべて販売会社における保護預りとなります。

※当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託期間は平成14年8月29日以降無期限とします。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には信託は終了します。

(4) 計算期間

計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで、11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年8月29日から同年11月15日までとし、また、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」に定める信託契約の終了日とします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) その他

a. 信託の終了

1. 委託会社は、上記「(3) 信託期間」による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することによりこの信託に係る受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 上記3.の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1.の信託契約の解約をしません。
-

-
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 上記 3. から 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、「b. 信託約款の変更」 4. に該当する場合を除き、この信託は当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 上記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 上記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
 5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 1. から 5. の規定にしたがいます。
 7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 1. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 2. の書面の交付を原則として行いません。
- c. 関係法人との契約の更改等
1. 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書
-

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

2. 投資顧問契約

- 1) 契約の期間は、1年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に1年間自動的に更新されるものとし、
- 2) 30日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとし、

d. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

e. 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は「b. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

f. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの特定期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

g. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

i. 再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払いま

す。収益分配金の支払は、販売会社において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注) 当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1 口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して 5 営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第 30 条の 2 の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了 2.」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 信託約款の変更 2.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

(1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

(2) 当財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

1【貸借対照表】

科目	期別	第12期計算期間末 (平成17年 8月15日現在)	第14期計算期間末 (平成18年 2月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		19,085,722,835	17,767,225,517
流動資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517
資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		170,268,864	156,413,060
未払解約金		84,880,720	54,129,301
未払受託者報酬		2,284,695	2,408,153
未払委託者報酬		47,978,493	50,571,170
その他未払費用		4,351,731	2,061,668
流動負債合計		309,764,503	265,583,352
負債合計		309,764,503	265,583,352
純資産の部			
元本			
元本		15,478,987,724	14,219,369,100
剰余金			
期末剰余金		3,296,970,608	3,282,273,065
(分配準備積立金)		(1,032,171,908)	(1,071,160,251)
剰余金合計		3,296,970,608	3,282,273,065
純資産合計		18,775,958,332	17,501,642,165
負債・純資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517

2 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第11期から第12期 (自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	第13期から第14期 (自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		463,496,953	731,388,443
営業収益合計		463,496,953	731,388,443
営業費用			
受託者報酬		4,391,810	4,918,523
委託者報酬		92,227,915	103,288,937
その他費用		8,365,229	6,843,265
営業費用合計		104,984,954	115,050,725
営業利益		358,511,999	616,337,718
経常利益		358,511,999	616,337,718
当期純利益		358,511,999	616,337,718
一部解約に伴う当期純利益分配額		12,699,330	62,352,182
期首剰余金		2,867,960,842	3,296,970,608
剰余金増加額		846,786,731	402,290,408
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(846,786,731)	(402,290,408)
剰余金減少額		440,908,549	647,748,848
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(440,908,549)	(647,748,848)
分配金		322,681,085	323,224,639
期末剰余金		3,296,970,608	3,282,273,065

重要な会計方針

第11期から第12期 (自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	第13期から第14期 (自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額 で評価しております。 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左 2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換等について

名義書換手続および記名式から無記名式への、または無記名式から記名式への変更は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続は、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当するものではありません。

5. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

6. 再発行

(1) 受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(2) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に

受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
 - 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
 - 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - I 資産総額
 - II 負債総額
 - III 純資産総額（I - II）
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額（III / IV）
- 第5 設定及び解約の実績

※上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することもできます。

追加型証券投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

約 款

(ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ② 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

年 4 回の毎決算時（原則として 2 月、5 月、8 月、11 月の各 15 日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって売却することができます。

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を1口につき1円に乗じて得た額とします。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受け取りを取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ト. 金融先物取引に係る権利

チ. 金融デリバティブ取引に係る権利（ロ. からニ. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

リ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第 1 号から第 6 号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前 2 項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものと、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）ならびにこれらの合計額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 33 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第 34 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等が有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第 35 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 36 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 37 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 38 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載

をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 39 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 40 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 44 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 16 日から 5 月 15 日まで、5 月 16 日から 8 月 15 日まで、8 月 16 日から 11 月 15 日までおよび 11 月 16 日から翌年 2 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 14 年 8 月 29 日から平成 14 年 11 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 46 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から

支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 47 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 110 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、信託金の主要投資対象である親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 27.5 の率を乗じて得た金額とします。

(収益分配)

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金（第 52 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額、以下同じ。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

⑨ 第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 51 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者

に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第53条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替

受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 29 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン）

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年5月15日現在の約款の内容)
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証</p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(信託日時の異なる受益権の内容) 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。</p> <p>(受益証券の発行) 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p> <p>(新設)</p>

券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含まず。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含まず。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

（削除）

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第10条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができます。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前

（新設）

（新設）

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含まず。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって売却することができます。

（新設）

② 前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契

の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受け取りを消すことができます。

第13条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 (削除)

第17条 (削除)

約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受け取りを消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は第2項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第52条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付をするときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

④ 一部解約金(第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調

整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(削除)

(削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第51条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第49条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部規約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他や

整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

⑨ 第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第51条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第49条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ 前項の一部解約の価額は、一部規約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止その他や

むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条(略)

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第53条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(付則)

(添付信託約款付則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義変更手続)から第17条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

むを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

(新設)

(信託契約の解約)

第53条(同左)

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第53条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(付則)

第1条 (添付信託約款付則第1条をご参照ください。)

親投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド

約 款

親投資信託

(ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ② 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託（ドイチェ・ヨーロッパインカム オープン マザーファンド）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受益者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

- ホ. 金銭債権
 - ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - ト. 金融先物取引に係る権利
 - チ. 金融デリバティブ取引に係る権利（（ロ）から（二）までに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用の権限委託)

第13条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH
Mainzer Landstrasse 178-190 D-60327 Frankfurt

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その額については当該証券投資信託約款において定めるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定

を含みます。) されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 15 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なるものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸

付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 28 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 29 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に

係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月16日から翌年8月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成14年8月29日から平成15年8月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者は、この信託に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産内に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 29 日

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

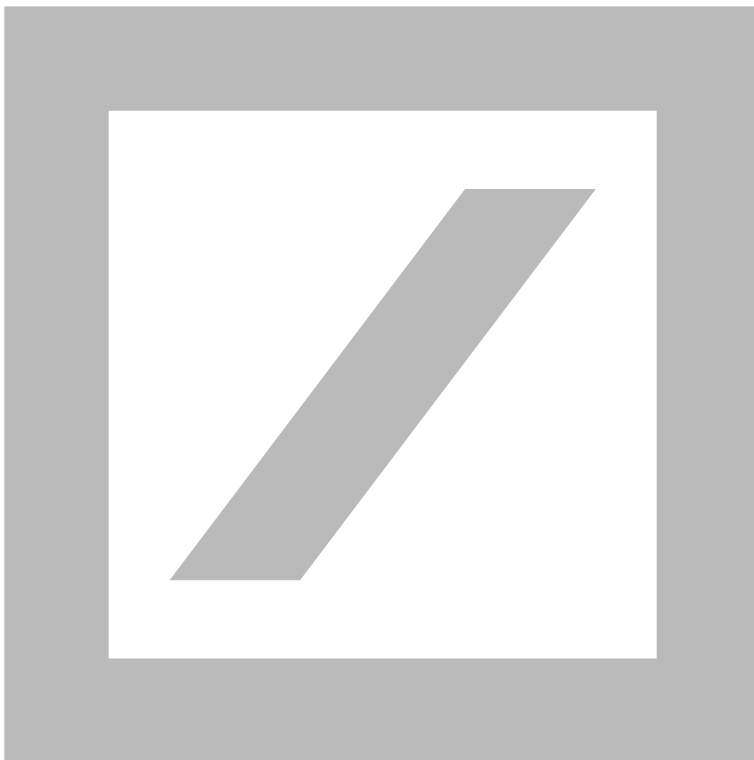
＜用語の解説＞

目論見書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。 ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
ポートフォリオ	ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します
ボトム・アップ ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法を言います。
トップ・ダウン ・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種別配分を決定する運用手法です。
イールドカーブ	満期が異なる債券の利回りがどのような関係になっているか(金利の期間構造)を表わす曲線のことです。 横軸に債券の残存年数、縦軸に利回りをとり、各債券の利回りを結んだ曲線で表わされます。
デュレーション	債券の平均残存期間のことで、同時に金利の一定の変化に対する債券価格の変動の割合を表しています。 一般的に満期までの期間が長いほどデュレーションが大きくなり、金利の変化に対する債券価格の変動の割合が大きくなります。
クレジット分析	社債等、一般債券の発行体の財務内容・債務返済能力など、その信用力等を調査・分析することで、当該債券の元利金の支払いの確実性を分析することをいいます。
定量分析	企業を評価する際に、財務内容や現在の株価などの数値で計測できるものを対象に行う分析のことをいいます。
ベンチマーク	投資信託等の運用成果を見る際に比較の基準とするもので、投資する資産の一部または全部の銘柄の値動きを指数化した指標(インデックス)が使用されます。
EDINET (エディネット)	Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。



ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能



ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行う「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 11 月 11 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 11 月 12 日にその届出の効力が発生しております。また、委託会社は、同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 5 月 15 日に関東財務局長に提出しております。
2. 「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」は、主に外貨建債券を投資対象としていますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン
投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

項 目	ページ
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	6
第4 【ファンドの経理状況】	8
1 【財務諸表】	11
2 【ファンドの現況】	23
第5 【設定及び解約の実績】	24

第1【ファンドの沿革】

平成14年8月29日	信託契約締結
同	当ファンドの設定
同	当ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込受付分として取り扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

なお、当ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

- ② 受益証券の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
③ 申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- a) 1口以上1口単位 b) 1万口以上1口単位 c) 1万口以上1万口単位
d) 1円以上1円単位 e) 1万円以上1円単位 f) 1万円以上1万円単位

(注) ただし、販売会社においては、上記の申込単位以外に、100万口または100万円までの範囲における数値をそれぞれ組み合わせた申込単位を定めることが可能です。申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.damj.co.jp>）またはお電話（電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））にてご照会いただくか、販売会社の本支店の窓口にてお問合せ下さい。

- ④ 申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・電話番号 03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料（申込手数料に対する消費税等相当額を含みます。）を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

(注) 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

- ⑤ 申込代金の払込みについては、取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社にお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

⑥ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等

- (1) 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- (2) 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

※当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

<信託の一部解約>

- ① 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）までに一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

- ② 解約価額^{※1}は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{※2}（当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.15%）

※2 「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ③ お手取額は、解約価額が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

※1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。

・個人の受益者の場合は、10%（所得税 7%および地方税 3%）^{※2}

・法人の受益者の場合は、7%（所得税 7%）^{※3}

※2 税率は平成 20 年 4 月 1 日から 20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

※3 税率は平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）となる予定です。

解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。なお、解約価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.damj.co.jp/>

・電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

- ④ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払われます。

- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日当たり 10 億円を超える一部解約はできません。なお、1 顧客 1 日当たり 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況

等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

⑥ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を保留することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。

⑦ 上記にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情より、既に受付けた一部解約の実行の請求にかかる信託契約の一部を解約することが不可能と判断した場合、既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益証券を買い取る場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等について

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.damj.co.jp/>

・電話番号：03-5156-5247（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載さ

れます。(略称：インカム)

② 運用資産の評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則に従って、原則として時価により評価しております。

(2) 【保管】

「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益証券の受益証券はすべて販売会社における保護預りとなります。

※当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

信託期間は平成14年8月29日以降無期限とします。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで、11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年8月29日から同年11月15日までとし、また、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」に定める信託契約の終了日とします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

1. 委託会社は、上記「(3) 信託期間」による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することによりこの信託に係る受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 上記3.の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記1.の信託契約の解約をしません。
-

-
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 上記 3. から 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、「b. 信託約款の変更」 4. に該当する場合を除き、この信託は当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 1. から 5. の規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 1. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 2. の書面の交付を原則として行いません。

c. 関係法人との契約の更改等

1. 受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書
-

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

2. 投資顧問契約

- 1) 契約の期間は、1年間とし、以下の規定に従って終了しない限り、更に1年間自動的に更新されるものとします。
- 2) 30日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- 3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

d. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

e. 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は「b. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

f. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの特定期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

g. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

i. 再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益

分配金の支払は、販売会社において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(注) 当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益証券の一部解約請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、販売会社を通じて、1口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投信法第30条の2の規定に基づき、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了 2」 または「1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 信託約款の変更 2.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第11期から第12期まで（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）及び第13期から第14期まで（平成17年8月16日から平成18年2月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、第11期から第12期まで（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）については平成17年6月14日付内閣府令第74号附則第2条により、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成しております。

また、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期から第12期まで（平成17年2月16日から平成17年8月15日まで）及び第13期から第14期まで（平成17年8月16日から平成18年2月15日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 10 月 4 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

林 秀 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経
理状況」に掲げられている「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 17 年 2 月 16 日か
ら平成 17 年 8 月 15 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算
書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人
の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ
た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を
得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその
適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討
することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得た
と判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して、「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 17 年 8 月 15 日現在の信託財
産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表
示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との
間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成 18 年 4 月 4 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林 虎 行 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 17 年 8 月 16 日から平成 18 年 2 月 15 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」の平成 18 年 2 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	第12期計算期間末 (平成17年 8月15日現在)	第14期計算期間末 (平成18年 2月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		19,085,722,835	17,767,225,517
流動資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517
資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		170,268,864	156,413,060
未払解約金		84,880,720	54,129,301
未払受託者報酬		2,284,695	2,408,153
未払委託者報酬		47,978,493	50,571,170
その他未払費用		4,351,731	2,061,668
流動負債合計		309,764,503	265,583,352
負債合計		309,764,503	265,583,352
純資産の部			
元本			
元本		15,478,987,724	14,219,369,100
剰余金			
期末剰余金		3,296,970,608	3,282,273,065
(分配準備積立金)		(1,032,171,908)	(1,071,160,251)
剰余金合計		3,296,970,608	3,282,273,065
純資産合計		18,775,958,332	17,501,642,165
負債・純資産合計		19,085,722,835	17,767,225,517

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第11期から第12期 (自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	第13期から第14期 (自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		463,496,953	731,388,443
営業収益合計		463,496,953	731,388,443
営業費用			
受託者報酬		4,391,810	4,918,523
委託者報酬		92,227,915	103,288,937
その他費用		8,365,229	6,843,265
営業費用合計		104,984,954	115,050,725
営業利益		358,511,999	616,337,718
経常利益		358,511,999	616,337,718
当期純利益		358,511,999	616,337,718
一部解約に伴う当期純利益分配額		12,699,330	62,352,182
期首剰余金		2,867,960,842	3,296,970,608
剰余金増加額		846,786,731	402,290,408
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(846,786,731)	(402,290,408)
剰余金減少額		440,908,549	647,748,848
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(440,908,549)	(647,748,848)
分配金		322,681,085	323,224,639
期末剰余金		3,296,970,608	3,282,273,065

重要な会計方針

第11期から第12期 (自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	第13期から第14期 (自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>2. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第12期計算期間末 (平成17年 8月15日現在)	第14期計算期間末 (平成18年 2月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額、期中一部解約元本額		
期首元本額	13,509,633,140円	15,478,987,724円
期中追加設定元本額	4,099,797,746円	1,744,508,286円
期中一部解約元本額	2,130,443,162円	3,004,126,910円

(損益及び剰余金計算書関係)

項目	第11期から第12期 (自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	第13期から第14期 (自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	4,391,810円	—
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の 全部又は一部を委託するために要す る費用として委託者報酬の中から支 弁している額	23,004,623円	12,614,114円
3. 分配金の計算方法	<p>第11期(平成17年 2月16日から平成17年 5月16日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(121,666,856円)、収益調整金(1,674,282,183円)、分配準備積立金(1,078,391,453円)より、分配対象収益は、2,874,340,492円(1万口当たり2,168.78円)であり、うち152,412,221円(1万口当たり115円)を分配金額としています。</p> <p>第12期(平成17年 5月17日から平成17年 8月15日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(153,866,928円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(75,220,660円)、収益調整金(2,264,798,700円)、分配準備積立金(973,353,184円)より、分配対象収益は、3,467,239,472円(1万口当たり2,239.97円)であり、うち170,268,864円(1万口当たり110円)を分配金額としています。</p>	<p>第13期(平成17年 8月16日から平成17年11月15日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(162,368,996円)、費用控除後、有価証券売買等損益(100,002,696円)収益調整金(2,313,213,759円)、分配準備積立金(933,957,994円)より、分配対象収益は、3,509,543,445円(1万口当たり2,314.26円)であり、うち166,811,579円(1万口当たり110円)を分配金額としています。</p> <p>第14期(平成17年11月16日から平成18年 2月15日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(155,212,332円)、費用控除後、有価証券売買等損益(136,401,512円)、収益調整金(2,211,112,814円)、分配準備積立金(935,959,467円)より、分配対象収益は、3,438,686,125円(1万口当たり2,418.29円)であり、うち156,413,060円(1万口当たり110円)を分配金額としています。</p>

(有価証券関係)

第12期計算期間末(平成17年 8月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,085,722,835	458,775,640
合計	19,085,722,835	458,775,640

第14期計算期間末(平成18年 2月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価損益(円)
親投資信託受益証券	17,767,225,517	356,202,248
合計	17,767,225,517	356,202,248

(デリバティブ取引関係)

第12期計算期間末(平成17年 8月15日現在)

該当事項はありません。

第14期計算期間末(平成18年 2月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第12期計算期間末 (平成17年 8月15日現在)	第14期計算期間末 (平成18年 2月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2130円 (12,130円)	1,2308円 (12,308円)

(3)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド	12,166,832,512	17,767,225,517	—
合計	—	12,166,832,512	17,767,225,517	—

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

「ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成17年 8月15日現在)	(平成18年 2月15日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,675,285,275	1,127,020,487
コール・ローン		132,443,083	238,774,907
国債証券		10,241,594,526	8,217,995,568
地方債証券		—	1,556,764,888
特殊債券		3,905,945,626	2,613,087,622
社債券		3,864,335,331	3,819,604,267
派生商品評価勘定		33,102,200	9,457,294
未収入金		154,028,997	733,459,724
未収利息		258,711,467	115,986,002
前払費用		74,245,107	187,091,941
流動資産合計		20,339,691,612	18,619,242,700
資産合計		20,339,691,612	18,619,242,700
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		11,588,726	5,900,011
未払金		1,242,924,159	845,543,805
流動負債合計		1,254,512,885	851,443,816
負債合計		1,254,512,885	851,443,816
純資産の部			
元本			
元本		13,581,244,457	12,166,832,512
剰余金			
剰余金		5,503,934,270	5,600,966,372
剰余金合計		5,503,934,270	5,600,966,372
純資産合計		19,085,178,727	17,767,798,884
負債・純資産合計		20,339,691,612	18,619,242,700

重要な会計方針

(自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	(自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>4. その他 (1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2)資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成17年8月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、8月16日から翌年8月15日までとなっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. 費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2)資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成18年2月15日現在であります。当マザーファンドの計算期間は、8月16日から翌年8月15日までとなっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	(平成17年 8月15日現在)	(平成18年 2月15日現在)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当マザーファンドの元本額	12,128,307,839円	13,581,244,457円
期中追加設定元本額	2,318,379,491円	486,777,456円
期中解約元本額	865,442,873円	1,901,189,401円
元本の内訳*		
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン	13,581,244,457円	12,166,832,512円

(注) *は当該マザーファンド信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本

(有価証券関係)

(平成17年8月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	10,241,594,526	84,636,062
特殊債券	3,905,945,626	82,884,329
社債券	3,864,335,331	102,288,677
合計	18,011,875,483	269,809,068

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成17年2月16日から平成17年8月15日まで)を指しております。

(平成18年2月15日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	8,217,995,568	△50,242,656
地方債証券	1,556,764,888	△4,609,841
特殊債券	2,613,087,622	△23,997,079
社債券	3,819,604,267	△44,784,792
合計	16,207,452,345	△123,634,368

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成17年8月16日から平成18年2月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成17年 2月16日 至 平成17年 8月15日)	(自 平成17年 8月16日 至 平成18年 2月15日)
<p>1. 取引の内容 当マザーファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当マザーファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替リスクの低減を図る目的で利用しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 為替予約取引によるリスクは、為替相場の変動によるものであります。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左</p> <p>4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成 17 年 8 月 15 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	ユーロ	235,014,811	—	233,585,467	△ 1,429,344
	イギリスポンド	548,395,300	—	556,513,956	8,118,656
	スイスフラン	3,469,400	—	3,511,200	41,800
	スウェーデンクローネ	1,009,813,929	—	1,021,110,720	11,296,791
	ノルウェークローネ	43,562,925	—	43,860,000	297,075
	ポーランドズロチ	123,308,730	—	128,410,110	5,101,380
	売 建				
	アメリカドル	290,694,946	—	285,466,500	5,228,446
ユーロ	1,709,355,579	—	1,716,455,777	△ 7,100,198	
イギリスポンド	32,034,986	—	32,076,118	△ 41,132	
	合計	3,995,650,606		4,020,989,848	21,513,474

(注) 時価の算定方法

1. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

通貨関連

(平成18年2月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	アメリカドル	12,650,000	—	12,890,900	240,900
	ユーロ	526,086,540	—	527,102,213	1,015,673
	スウェーデンクローネ	1,398,751	—	1,387,494	△11,257
	ポーランドズロチ	138,840,000	—	143,208,000	4,368,000
	売 建				
	ユーロ	200,000,000	—	200,787,007	△787,007
	イギリスポンド	320,630,068	—	324,972,854	△4,342,786
ハンガリーフォリント	398,302,161	—	395,228,401	3,073,760	
	合計	1,597,907,520		1,605,576,869	3,557,283

(注) 時価の算定方法

1. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年8月15日現在)	(平成18年2月15日現在)
1口当たり純資産額	1.4053円	1.4603円
(1万口当たり純資産額)	(14,053円)	(14,603円)

(2) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	ユーロ	ARGENT 1.2% 12/31/38		1,420,000.00	548,120.00			
		BRAZIL 8.5% 09/24/12		600,000.00	724,500.00			
		DBR 3.25% 07/04/15		6,500,000.00	6,379,100.00			
		DBR 4% 01/04/37		1,700,000.00	1,777,350.00			
		DBR 4.75% 07/04/28		1,000,000.00	1,145,500.00			
		DBR 4.75% 07/04/34		5,770,000.00	6,750,900.00			
		DBR 5% 07/04/11		4,000,000.00	4,334,800.00			
		OBL 3.5% 10/09/09		4,000,000.00	4,048,400.00			
		OBL 4.25% 02/15/08		4,300,000.00	4,407,500.00			
		RAGB 3.9% 07/15/20		3,600,000.00	3,696,840.00			
		RAGB 5.25% 01/04/11		6,000,000.00	6,531,000.00			
		SPGB 3.25% 07/30/10		5,960,000.00	5,973,708.00			
		VENZ 7% 03/16/15		300,000.00	331,050.00			
	計		銘柄数 :	13	45,150,000.00	46,648,768.00		
						(6,546,221,613)		
			組入時価比率 :	36.8%		40.4%		
	イギリスポンド	ユーロ	UKT 4.25% 03/07/36		3,000,000.00	3,180,900.00		
			UKT 4.25% 06/07/32		850,000.00	896,775.50		
			UKT 4.75% 09/07/15		1,050,000.00	1,097,250.00		
			UKT 8% 06/07/21		810,000.00	1,163,970.00		
			計		銘柄数 :	4	5,710,000.00	6,338,895.50
							(1,295,036,350)	
			組入時価比率 :	7.3%		8.0%		
ハンガリーフォリント	ユーロ	HGB 8.25% 10/12/09		650,000,000.00	677,098,500.00			
		計		銘柄数 :	1	650,000,000.00	677,098,500.00	
					(376,737,605)			
		組入時価比率 :	2.1%		2.3%			
小計					8,217,995,568			
					(8,217,995,568)			
地方債証券	ユーロ	BADWUR 3.375% 01/23/09		6,000,000.00	6,045,600.00			
		NRW 3.5% 10/30/08		5,000,000.00	5,048,000.00			
	計		銘柄数 :	2	11,000,000.00	11,093,600.00		
						(1,556,764,888)		
		組入時価比率 :	8.8%		9.6%			
小計					1,556,764,888			
					(1,556,764,888)			
特殊債券	ユーロ	ARENA BV 2004-I 4.3%		500,000.00	517,750.00			
		ARIES 7.75% 10/25/09		750,000.00	853,125.00			
		C 5.375% 04/11/11		450,000.00	488,745.00			

		DRSDNR 5.79% 06/30/11		700,000.00	743,260.00
		KRB 4.5% 01/17/14		1,360,000.00	1,439,016.00
		MBNAS CCM 5.6% 07/17/14		1,500,000.00	1,661,400.00
		PERMA 5.1% 06/11/07		950,000.00	974,035.00
	計	銘柄数 :	7	6,210,000.00	6,677,331.00
					(937,029,859)
		組入時価比率 :	5.3%		5.8%
	イギリスポンド	CHESTR 6% 01/18/11		840,000.00	888,888.00
		NYL 4.5% 01/17/13		270,000.00	265,950.00
		TELSEC FRN 12/10/33		230,000.00	251,735.00
	計	銘柄数 :	3	1,340,000.00	1,406,573.00
					(287,362,863)
		組入時価比率 :	1.6%		1.8%
	デンマーククローネ	NYKRE 2% 01/01/07		30,000,000.00	29,769,000.00
		RDKRE 4% 10/01/38		47,000,000.00	44,097,750.00
	計	銘柄数 :	2	77,000,000.00	73,866,750.00
					(1,388,694,900)
		組入時価比率 :	7.8%		8.6%
	小計				2,613,087,622
					(2,613,087,622)
社債券	ユーロ	ASSGEN FRN 05/28/19		700,000.00	732,410.00
		AWLN 4.625% 10/07/13		700,000.00	737,170.00
		BATSLN 3.625% 06/29/12		700,000.00	682,920.00
		BBVASM FRN 09/29/49		700,000.00	672,280.00
		C FRN 11/30/17		700,000.00	695,170.00
		DANGAS 3.5% 06/29/12		700,000.00	687,960.00
		DB 5.33% 09/29/49		700,000.00	752,710.00
		DCX 3.125% 03/10/08		700,000.00	697,060.00
		DT FRN 07/11/11		700,000.00	792,400.00
		EURHYP 6.445% 05/23/13		500,000.00	560,750.00
		GAZPRU 5.875% 06/01/15		1,600,000.00	1,712,800.00
		HBOS FRN 03/18/30		500,000.00	502,150.00
		HSBC FRN 12/24/49		700,000.00	757,985.90
		HUWHY 4.125% 06/28/15		700,000.00	687,470.00
		MTFG FRN 12/16/15		700,000.00	693,910.00
		OTE 5% 08/05/13		700,000.00	728,000.00
		PEMEX 6.375% 08/05/16		1,095,000.00	1,232,203.50
		RBS FRN 12/29/49		700,000.00	800,510.20
		TELEFO 3.75% 02/02/11		700,000.00	693,140.00
		TITIM 7.75% 01/24/33		400,000.00	519,680.00
		TKA 4.25% 01/27/17		700,000.00	668,850.00
		VIEFP 4% 02/12/16		700,000.00	690,760.00
	計	銘柄数 :	22	15,995,000.00	16,698,289.60
					(2,343,270,979)
		組入時価比率 :	13.2%		14.4%
	イギリスポンド	BKIR FRN 01/22/18		500,000.00	500,850.00
		HSBC FRN 09/29/20		700,000.00	694,470.00

		LGEN 5.875% 04/05/33		300,000.00	354,060.00	
		RABOBK 4.75% 09/30/09		2,650,000.00	2,658,215.00	
		RWE 5.625% 12/06/23		700,000.00	758,310.00	
		SVSKHB FRN 11/29/49		700,000.00	702,030.00	
		VOD 5.625% 12/04/25		300,000.00	316,380.00	
	計	銘柄数 :	7	5,850,000.00	5,984,315.00	
		組入時価比率 :	6.9%		(1,222,595,554)	7.5%
	スウェーデンクローネ	SVSKHB 6% 06/15/11		15,000,000.00	16,837,275.00	
	計	銘柄数 :	1	15,000,000.00	16,837,275.00	
		組入時価比率 :	1.4%		(253,737,734)	1.6%
	小計				3,819,604,267	
					(3,819,604,267)	
	合計				16,207,452,345	
					(16,207,452,345)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券	13 銘柄	36.8%	70.2%
	地方債証券	2 銘柄	8.8%	
	特殊債券	7 銘柄	5.3%	
	社債券	22 銘柄	13.2%	
イギリスポンド	国債証券	4 銘柄	7.3%	17.3%
	特殊債券	3 銘柄	1.6%	
	社債券	7 銘柄	6.9%	
スウェーデンクローネ	社債券	1 銘柄	1.4%	1.6%
デンマーククローネ	特殊債券	2 銘柄	7.8%	8.6%
ハンガリーフォリント	国債証券	1 銘柄	2.1%	2.3%

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引関係）Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しておりません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

(平成18年3月31日現在)

I 資産総額	17,354,537,798円
II 負債総額	41,540,217円
III 純資産総額(I - II)	17,312,997,581円
IV 発行済数量	14,066,148,436口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.2308円

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

(平成18年3月31日現在)

I 資産総額	17,455,714,860円
II 負債総額	101,445,770円
III 純資産総額(I - II)	17,354,269,090円
IV 発行済数量	11,867,973,602口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.4623円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び一部解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定数量(口)	一部解約数量(口)
第1特定期間	第1期 (平成14年 8月29日～平成14年11月15日)	7,056,103,688	88,218,244
	第2期 (平成14年11月16日～平成15年 2月17日)	6,440,640,176	1,363,006,240
第2特定期間	第3期 (平成15年 2月18日～平成15年 5月15日)	6,104,389,703	2,414,622,441
	第4期 (平成15年 5月16日～平成15年 8月15日)	2,776,307,258	4,880,383,026
第3特定期間	第5期 (平成15年 8月16日～平成15年11月17日)	2,175,432,469	822,370,084
	第6期 (平成15年11月18日～平成16年 2月16日)	1,437,870,501	1,391,226,502
第4特定期間	第7期 (平成16年 2月17日～平成16年 5月17日)	1,938,272,782	1,629,905,400
	第8期 (平成16年 5月18日～平成16年 8月16日)	1,204,792,972	939,387,098
第5特定期間	第9期 (平成16年 8月17日～平成16年11月15日)	747,764,414	1,375,284,630
	第10期 (平成16年11月16日～平成17年 2月15日)	956,549,786	2,424,086,944
第6特定期間	第11期 (平成17年 2月16日～平成17年 5月16日)	784,720,335	1,041,116,832
	第12期 (平成17年 5月17日～平成17年 8月15日)	3,315,077,411	1,089,326,330
第7特定期間	第13期 (平成17年 8月16日～平成17年11月15日)	1,261,959,658	1,576,258,324
	第14期 (平成17年11月16日～平成18年 2月15日)	482,548,628	1,427,868,586

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。